

和泉市立いぶき野小学校いじめ防止基本方針

平成29年5月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「和泉市いじめ防止基本方針」（平成29年2月 和泉市教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「和泉市立いぶき野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

2 いじめの定義

3 いじめ防止に向けた学校の方針

- ① いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う
- ② いじめられた児童を守る
- ③ 児童の取組を支える
- ④ 学校が一丸となって取り組む

4 学校における取組

- ① 学校基本方針の策定
- ② 組織等の設置
- ③ 学校における具体的な取組
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応

5 重大事態への対応

6 その他の事項

《別紙1～8》

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である。

いじめ防止の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめ」がいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、和泉市教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

① いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

② いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

③ 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

④ 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関

する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

4 学校における取組

① 学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法13条の規定及び「和泉市いじめの防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

② 組織等の設置

《別紙1 校内指導体制及び関係機関》

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、首席、生活指導担当、養護教諭及び支援コーディネーター等で構成する「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、和泉市教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

③ 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。また、いじめ防止に向けた行動計画を作成し、4つの段階に応じた対応をとる。

(1) 未然防止

《別紙2 年間指導計画》

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通し、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

○いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な心情を育てる。

- ・道徳の授業を大切にす。
- ・学級活動を通してタイムリーに扱う。
- ・教育活動全般のどの場面においても、同じ視点で扱う。

○児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。

- ・異学年交流（フレンド活動）
- ・あいさつ運動（児童会）
- ・福祉体験活動

○他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。

- ・生活科・理科の栽培活動を通して生き物を大切にする気持ちを育む。
- ・「いいところみつげ」等の友だちの良さを認め合う態度を育てる。

○児童会活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような、異学年交流や取り組みを年間通じて行う。

・フレンド活動 ・委員会活動 ・あいさつ運動 ・クラブ活動

(2) 早期発見

《別紙3 チェックリスト》

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り丁寧な日常的な観察に努める。そのためには、教職員が児童の些細な変化に気づき、情報を学年等組織で共有し、迅速に対応することが必要である。おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や「いじめ防止等対策委員会」の場において気づいたことを組織として共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。「いじめ発見アンケート」を毎学期行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。

《別紙4 いじめ発見アンケート》

- 児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

《別紙5 いじめを認知した時の基本的な対応》

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、「いじめ防止等対策委員会」を中心に的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる児童にもいじているのと同様であるということを指導する。家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするのではなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

《別紙6 「いじめ防止等対策委員会」の基本》《別紙7 学校におけるいじめ事案の指導手順》

- 「いじめ防止等対策委員会」で、指導体制、指導方針、支援、今後の対応について検討し児童及び保護者に迅速に伝える。
- 情報収集に徹し、教職員間で情報を共有する。
- いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

- 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察・関係機関と連携して対応する。

5 重大事態への対応

《別紙8 重大事態対応フロー図》

重大事態とは、大きく分けて以下の2通りある。

- 「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態を判断する。
- 「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断をする。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。校長が重大事態と判断した場合、直ちに和泉市教育委員会に報告するとともに、学校が主体となり、いじめ防止等対策委員会に関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

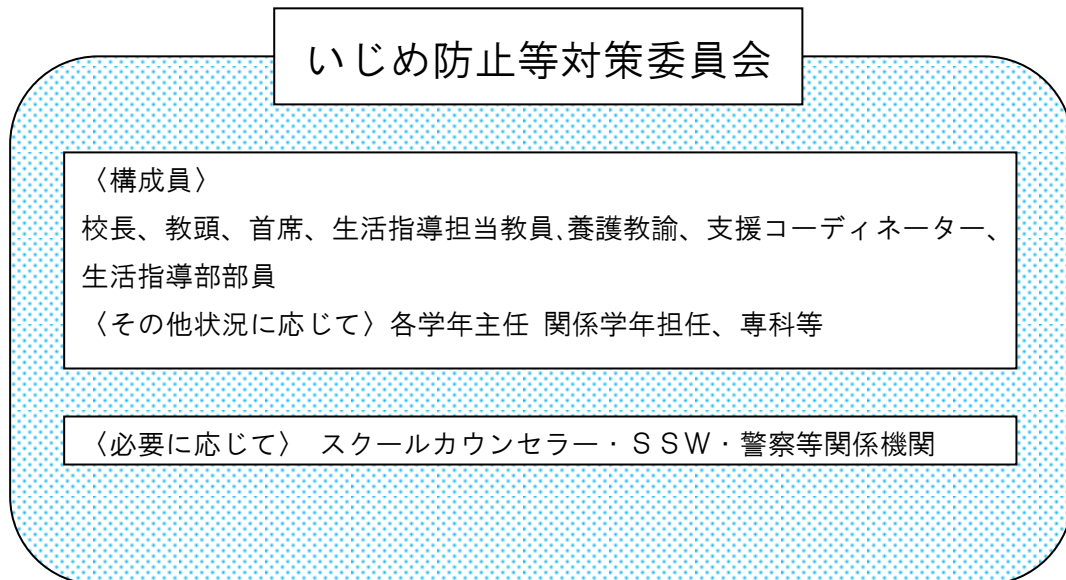
6 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会を始め、学年懇談会、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用し保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チーム等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童が主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ防止等対策委員会」である。

◆いじめ防止等対策委員会

- 校長、教頭及び児童支援担当教員を中心に、養護教諭等子ども委員会員で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、SSW、警察等関係機関を入れてメンバーは 適宜編成する)
- 生活指導委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて組織の拡大縮小を行うこともある。



- 学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- 年間指導計画の作成・実施・改善、校内研修会の企画・実施
- アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮児童への支援方針の協議

いぶき野小学校 各学年のいじめ防止年間取り組み計画		
	学年・学級	学校
一 学 期	自己紹介	「いじめ防止基本方針」の全教職員による確認
	学年開き	
	校外学習	
	スポーツ大会	
	いいところみつけ	家庭訪問
	「いまどんなきもち」(1年)	
	「ドッジボール」(4年)	
	「わたしのいもうと」(4年)	第1回いじめ発見調査アンケート
	「50のマナー」(5年)	社会性測定用尺度アンケート1回目(4・5・6年)
「あるがままの自分で」(6年)	個人懇談会	
二 学 期	「二わのことり」(1年)	運動会の練習
	「気持ちダイアリー」(1年)	保護者生活懇談
	「けんかと友だち」(2年)	平和学習
	「物を大切に」(2年)	障がい者理解教育
	「嵐のよるに」(3年)	人権講演会
	「ムシムシ教室の席がえ」(4年)	第2回いじめ発見調査アンケート
	「環境学習」(5年)	社会性測定用尺度アンケート2回目(4・5・6年)
	「国際理解教育」(6年)	いぶき野フェスティバル
三 学 期	「おみせやさんごっこ」(1年)	第3回いじめ発見調査アンケート
	「あのね」(1年)	社会性測定用尺度アンケート3回目(4・5・6年)
	「自分の生き立ち」(2年)	
	「命の学習」(3年)	縄跳び大会
	「阪神大震災から学ぶ」(5年)	
	「基本的人権の尊重」(6年)	基本方針の見直し 次年度計画の策定
取組状況の把握と検証（P D C A）		
「いじめ防止等対策委員会は、各学期の終わりに（年3回）検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。		
*年間を通して職員会議で時間をとり、各学年、学級より児童の様子について報告し、情報交換		
*各学年と支援学級の交流会を実施しているが、時期については年度初めに相談して決定する。また、交流会の前には事前授業を行い障がい（者）理解につなげる。		

<p>教室の様子から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子などが散乱しているが増える <input type="checkbox"/> 教室にゴミが散乱している <input type="checkbox"/> 個人用ロッカーなどにゴミが入られる <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする <p>集団の様子から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けな い雰囲気がある <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある <p>授業や学級活動・提出物から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる <input type="checkbox"/> 授業中に発表すると冷やかされる <input type="checkbox"/> 授業中に他の児童から発言を強要される <input type="checkbox"/> 授業中に他の児童の発言の中で突然個人名が出る <input type="checkbox"/> 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる <input type="checkbox"/> その子の持ち物を周りの子が触りたがらない <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立する <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある <input type="checkbox"/> 他の子どもと席を替わるようになる <input type="checkbox"/> 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする <input type="checkbox"/> 給食や掃除当番などで人気がない仕事をする <input type="checkbox"/> 毎回リーダーや班長になる <input type="checkbox"/> 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるよ うになる <input type="checkbox"/> 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる <input type="checkbox"/> 授業中職員に見えないように消しゴム投げをしている <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる <p>友だち関係から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われているのに笑う <input type="checkbox"/> 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える <input type="checkbox"/> 友だちの使い走りをするようになる <input type="checkbox"/> 他の子どもの肩代わりをするようになる <input type="checkbox"/> どんな遊びでも、誘われると従う 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める <p>身辺の様子から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 髪の毛が不自然に切られている <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざが見られる <input type="checkbox"/> 服が汚れていることが多くなる <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きや破損の跡が見られる <input type="checkbox"/> 友だちの話をしなくなる <input type="checkbox"/> 泣いた後のような気配がすることが増える <input type="checkbox"/> 心配そうな表情をするようになる <input type="checkbox"/> 悲しそうな表情をすることが増える <input type="checkbox"/> 妙に暗くなる <input type="checkbox"/> うつむいて視線を合わせなくなる <input type="checkbox"/> おどおどするようになる <input type="checkbox"/> 笑っている時の顔が引きつっている <input type="checkbox"/> 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる <p>行動の中から</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由もなく一人で朝早く登校する <input type="checkbox"/> 朝家を出たのに学校に来ない <input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席が増える <input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる <input type="checkbox"/> ぎりぎりの時間に登校する <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている <input type="checkbox"/> 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる <input type="checkbox"/> 一人で行動することが多くなる <input type="checkbox"/> 教職員の近くから離れようとしなくなる <input type="checkbox"/> 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる <input type="checkbox"/> いつも本を読んでいる <input type="checkbox"/> 何もかも嫌だというようになる <input type="checkbox"/> みんなが帰るまで帰宅したまらない <input type="checkbox"/> 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【いじめ発見アンケート】

- 毎学期、年三回実施する。
- できるだけ学年で日をそろえる。
- 1つでも【いじめの内容】がある児童には、20分休憩や掃除の時間を使って、ていねいに相談にのる。(教育相談)
- 学年主任の先生は、学年集計用紙の「いじめ件数」を記入する。
- 対応後、アンケート用紙と聞きとったメモ、学年集計用紙を生活指導担当へ提出する。
子どもへの聞き取りについて、学年主任の先生にご協力いただくこともあります。

(教育相談)について

- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。
- ・いじめ問題の早期発見
- ・子どもとのコミュニケーションから小さな気づきを見つける。
- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。

(高学年用)

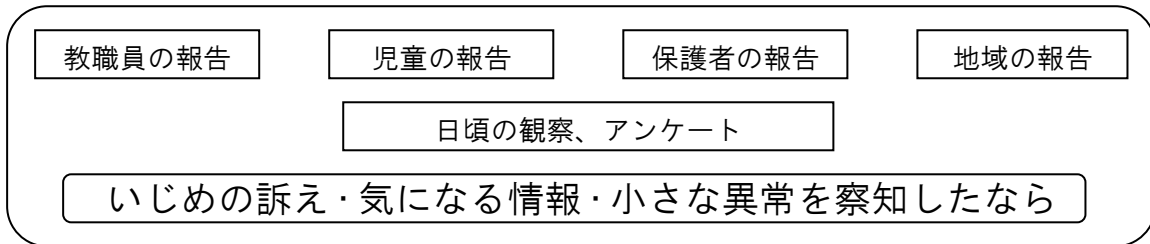
いじめ発見調査アンケート				
自分では気づけなかつたり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは(いじめ)です。自分がされていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。				
このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送るためにお願ひするものです。				
()年()組 名前()				
◇新学年になってから、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。				
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。				
いじめの内容	周りに されている 人がいる	自分のこと		
		されて いる	割合あった が学はない	されて いない
① 冷やかされたり、からかわれたりする。				
(1) ② 悪口やいやなことを言われる。				
③ おどし文句を言われる。				
(2) ④ 友達や周りの人から、仲間はずれにされたり、無視される。				
⑤ わざと軽くぶつかわれる。				
(3) ⑥ 遊ぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。				
(4) ⑦ ひどくぶつかわれたり、たたかれたり、けられたりする。				
(5) ⑧ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。				
⑨ 持ち物をよこすように言われる。				
(6) ⑩ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたりする。				
⑪ お金や持ち物をこわされたり、捨てられたりする。				
(7) ⑫ いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。				
(8) ⑬ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、悪口を書かれたり、いやなことをされたりする。				
(9) ⑭ ①～⑬以外のことで、いじめられていると感じること。 (内容)				

(低学年用)

いじめ発見調査アンケート				
自分では気づけなかつたり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは(いじめ)です。自分がされていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。				
このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送るためにお願ひするものです。				
()ねん()くみ なまえ()				
◇あたらしいがくねんになってから、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。				
あなたのこと、まわりの友だちのことについて、あてはまるところに○をつけてください。				
いじめの内容	書かれて いる	書かれて いない	書かれて いる 人の 数	
			書かれて いる	書かれて いない
① 冷やかされたり、からかわれたりする。				
(1) ② 悪口やいやなことを言われる。				
③ こわい言葉やおどかし言葉を言われる。				
(2) ④ 友達や周りの人から仲間はずれにされたりしるんぶりされる。				
⑤ わざと軽くぶつかわれる。				
(3) ⑥ 遊ぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。				
(4) ⑦ ひどくぶつかわれたり、たたかれたり、けられたりする。				
(5) ⑧ お金をもってこいと書かれたり、おごるように書かれたりする。				
⑨ 持ち物をよこせと書かれる。				
(6) ⑩ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたりする。				
⑪ お金や持ち物をこわされたり、捨てられたりする。				
(7) ⑫ いやなことやはずかしいこと、あつないことをされたり、むりやり、させられたりする。				
(8) ⑬ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、悪口を書かれたり、いやなことをされたりする。				
(9) ⑭ ①～⑬以外のことで、いじめられていると感じること。 (内容)				

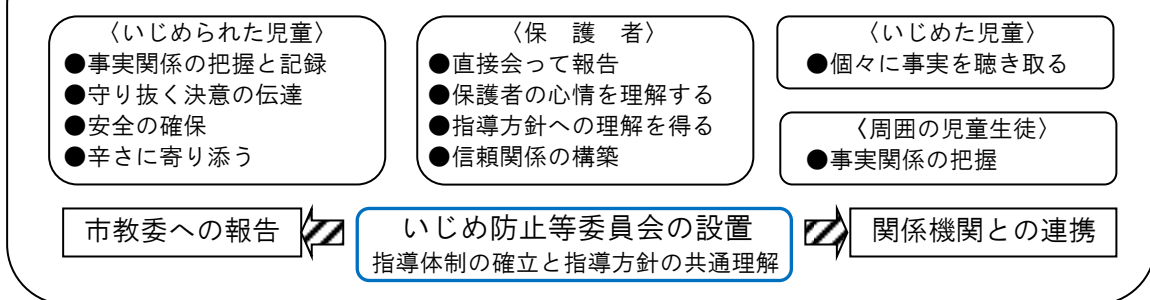
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のフローを参考にし、事案に応じた対応を行う。


「いじめ」が起きた時 ～見逃さず、許さず、協働で～



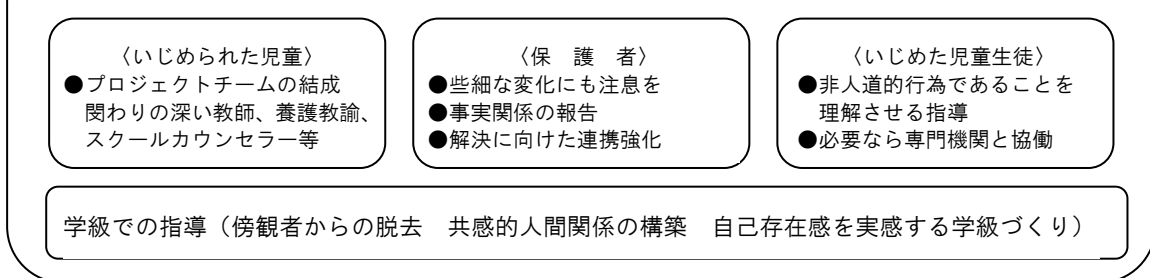
些細なことも軽視せず  ただちに、管理職に報告

「いじめ」を発見して24時間以内に学校がすべきこと



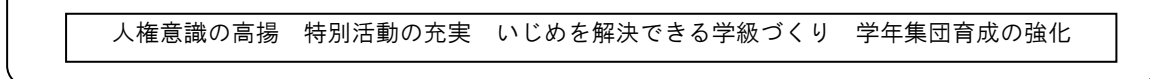
全教職員が一致協力して  深くかかわる

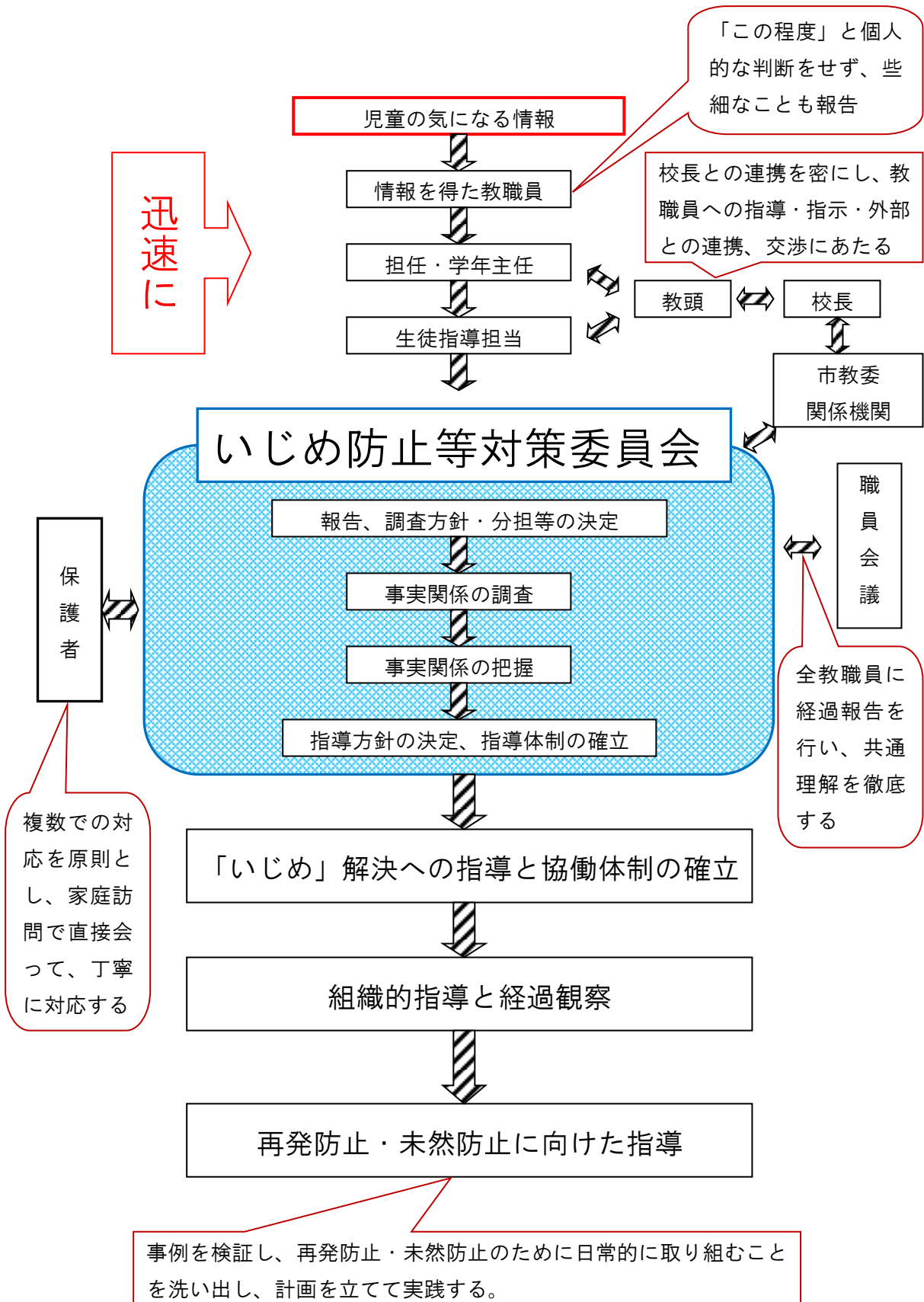
学校が3日以内にすべきこと



関係者が一致協力して  継続してかかわる

「いじめ」発生後、学校が継続してすべきこと





【学校におけるいじめ事案の指導手順】

別紙 7

(1) 報告・情報収集	発見した教職員が状況を報告・整理 複数の教職員から情報を収集	状況を管理職及び生徒指導担当に報告する。 当該児童にかかわるすべての教職員から情報を収集する。 具体的事実を詳細・時系列で整理する。
(2) 指導方針の検討	学年会・生徒指導合同会の開催	教職員の情報を基に今後の対応方針を検討する。管理職
(3) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	に事実を報告する。情報の共有、方針の共通理解を図る。 被害児童の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者の同意を得る。
(4) 事実確認	被害児童からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。
(5) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導方針を検討する。(教頭、学年、生徒指導担当、養護教諭)警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図る。
(6) 事実確認	周囲の児童から聞き取り	人間関係に配慮して被害児童の状況を的確に聞き取る。
(7) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童からの聞き取りを基に、事実を整理してより具体的な方針を協議する。
(8) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをする。
(9) 事実確認	加害児童からの聞き取り	被害児童、教職員、周囲の児童からの聞き取りを基に事実確認を行う。
(10) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害児童からの聞き取りを基に事実の確認を行う。今後の指導方針を検討する。
(11) 保護者対応	加害児童の保護者への対応 被害児童の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。 冷静に客観的な事実を基に説明する。 学校の取り組みの現状について説明する。当該児童の学校での様子を伝える。
(12) 特別な指導	加害児童に対する毅然とした指導	指導方針に従って指導を行う。学年及び生徒指導担当が中心となる。
(13) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童の保護者と連携し、意向を十分配慮して行う。 被害児童や保護者の心情を加害児童や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
(14) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害児童だけの問題ではなく、周囲の児童(観衆・傍観者を含め)の指導を行う。場合によって学年集会等を開く。積極的な生徒指導を学年教師全員で行う。
(15) 指導後の状況把握	加害児童・被害児童の状況把握	加害児童・被害児童との面談、保護者との連携、授業での状況を把握する。
(16) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図る

重大事態の発生

- 1 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」 （児童が自殺を企図した場合など）
- 2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

重大事態発生時の対応フロー

